

19年度都における主な自殺関連施策について 2

〔警視庁〕

事 項	内 容
少年非行防止広報用カード	「悩みがある人は相談を」という呼びかけを記載した内容の広報資料(少年非行防止広報用カード、相談パンフレット)を発行し、学校等へ配付。
自殺統計資料の作成	都内の自殺状況に関して、自殺統計原票により、統計資料を作成。
各種相談業務	生活安全相談センターやヤングテレホンコーナーで各種相談を受け付けている。
自殺者の名誉や自殺者遺族の心情等に配慮した対応	自殺者、自殺者遺族等に関する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族等の心情を不当に傷つけることのないよう、十分配慮している。
自殺するおそれのある家出人に関する、適切な家出人発見活動	遺書、平素の言動その他の事情により自殺するおそれのある家出人について、保護者等から捜索願を受理した場合、それぞれの態様に応じた発見活動を行っている。
インターネット上の自殺予告事案への適切な措置	インターネット上の掲示板や、電子メールを使った自殺の予告や呼びかけ事案に対し、プロバイダ等の協力により、発信者を特定し、自殺予告者等に対する保護対策を行っている。

〔福祉保健局〕

事 項	内 容
自殺総合対策東京会議	都内における自殺の予防、自殺念慮・未遂者への危機介入、自殺者遺族への支援に関する社会的な取組を着実に推進し、自殺者数の減少を目指すため、自殺総合対策東京会議を設置し、必要な検討を行う。
自殺実態調査事業	自殺対策の効果的な推進を図るため、都内における自殺の実態について多角的かつ継続的に調査研究を行う。
自殺防止！東京キャンペーン	自殺者は社会的な取組で減少させ得ることなど、自殺対策推進に向けた都民運動を醸成・定着させるため、適切な普及啓発を行う。
ゲートキーパー養成事業	自殺念慮者の早期発見と、自殺念慮者に対する適切なアドバイスを行うため、自殺念慮者にとって身近な者を「ゲートキーパー」として養成。
こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築	自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関等によるネットワークを構築。
産業医・かかりつけ医と精神医療機関との連携強化	身近なかかりつけ医等から、うつ病等の疑いがある患者を精神医療機関につなげるよう、研修等を行う。
遺族支援対策事業	遺族に対する適切な支援対策を構築するための検討を行う。
夜間こころの電話相談事業	心の健康づくりを進めるため、行政機関等と連絡がつきにくい夜間(準夜帯：17時から22時)に医学的な知識のある専門職(精神保健福祉士、臨床心理士等)による相談体制を整備(外部委託)し、うつ等の精神疾患患者の病状悪化や自殺を防止するとともに、日中の相談機関や医療機関等への円滑な関係作りを行う。
こころの健康づくりのための環境づくり	中小企業の従業員を対象にストレスチェックシートを使用したストレスマネジメントチェックを実施し、保健師等による事後指導を通じて個人のストレス対処能力の向上及び、企業におけるこころの健康づくりの取組を推進。
新生活サポート事業(多重債務者生活再生事業)	多重債務者等、生活困難な状態にある人に対して、相談支援や資金貸付等を行うことにより、生活再生へのチャレンジを支援。特に、多重債務者については、事業の重点対象として、一般的な相談に加えて、弁護士等による任意整理・法的整理(自己破産申立手続等)の支援、及び生活再生資金の貸付(債務整理により現在の収入で返済可能な場合)を実施。
精神保健福祉相談	精神疾患の早期発見、治療への支援、社会復帰などに向けて保健所や精神保健福祉センターで相談等を実施。 ホームページやリーフレットによる普及啓発 精神科専門医による相談 保健師等による相談(電話、面接、訪問等) 講演会への講師派遣等